

## 一般社団法人日本電気計測器工業会 広告掲載基準

一般社団法人日本電気計測器工業会（以下、当会）は、定款の趣旨にもとづき、当会の広報媒体への広告掲載基準を次のとおり定める。

### I 基本的な考え方

当会が管理する広報媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならない。そのため、広告内容および表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

### II 掲載基準

以下のいずれかに該当する広告は掲載しない。

1. 責任の所在が不明確なもの
2. 内容が不明確なもの
3. 人権侵害、差別、名誉棄損、信用棄損、業務妨害、プライバシーの侵害の恐れがあるもの
4. 法律で禁止されている商品、無認可商品および粗悪品などの不適切な商品またはサービスを提供するもの
5. 事実でないのに当会が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
6. 公序良俗に反するもの
7. 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
8. 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの
9. 政治的または宗教的な内容のもの
10. 肖像権や商標権、著作権を侵害したもの
11. 当会もしくは当会会員企業の健全な事業活動を阻害する恐れがあるもの
12. その他、当会が不相当と認めたもの

### III 掲載可否の判断

広告掲載の可否については、当会広報委員会の助言に基づき、専務理事がこれを決定する。

以上